

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : アクア株式会社
代表者及び住所 滋賀県長浜市下之郷町709
2. 指名停止措置期間 : 令和7年11月28日から令和7年12月11日まで(2週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : アクア株式会社及び同社従業員は、米原市発注の工事において、作業員の死亡事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により略式起訴され、長浜簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、令和7年6月にそれぞれ刑が確定した。
5. 指名停止措置理由 : アクア株式会社の従業員が、労働安全衛生法に違反するとして略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2週間を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)